

# 一般質問発言通告書

令和3年8月30日  
午 時 分受付  
(通告書 枚 )No.1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和3年8月30日

つくば市議会議員 小久保 貴史 様

つくば市議会議員 皆川 幸枝 印

質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 市民参加推進に関する指針について	<p>2018年3月、「つくば市市民参加推進に関する指針」が策定されました。その“はじめに”では、次のように書かれています。</p> <p>「本市が直面する諸課題を乗り越えていくためには、行政は、より一層市民の声に耳を傾け、市民自治を基調とした市政運営を行っていくことが必要です。そのためにも、行政は市政運営の過程において、市民の多様な意見を集め、合意形成を図りながら進めていくことが重要です。そして、市民が自由に多様な意見を表明するためには、市政の透明性を高めることや、市民と対話する機会を常に設けておくこと、そして何より、日頃から市民がより一層市政に深く関心を持てるように環境を整えることなど、市民参加の機会を拡大するための不断の取組みが必要です。市民参加は、市民が市政に意見を反映させるための方法であり、行政が市民自治を基調とした市政を実現していくための重要な取組です。本市は、より一層の市民参加を推進していきます。」</p> <p>また、指針の5「市民参加の推進に関する取組の公表及び評価・検証」の項目では、「本指針についても、5年を超えない期間ごとに検証を行い、その際には条例化も視野に入れて検証していくこととします。」とあります。指針策定から3年半になりますので、以下の項目について伺います。</p> <p>(1) 市民参加の目的や手法について、職員への周知状況</p> <p>(2) 指針に示されている、ワークショップ、アイデアソンなど実施手法の取組み状況</p> <p>ア 手法の特徴</p> <p>イ 実施した事業例</p> <p>ウ 実施数</p> <p>(3) 審議会等への市民参加の状況</p> <p>ア 審議会の総数</p> <p>イ 市民の参加が可能な審議会の数</p>	市長 担当部長

<p>2.旧荃崎町の水道施設の撤去について</p>	<p>ウ 公募市民委員が3割に達していない審議会の数 (4) 条例化を視野に入れた検証スケジュール</p> <p>市長公約事業である、「上水道整備後の簡易水道施設の撤去について地域との検討を推進」について、検討状況と今後のスケジュールについて伺います。</p>	<p>市長 担当部長</p>
---------------------------	--	--------------------

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。